

(別紙)

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

1. プラスチック容器包装に係る燃料として利用される製品

1	固形燃料化の追加に反対するが、将来的に収集量が再商品化能力を上回った場合のみ、緊急措置としての導入は止むを得ない。従って、「緊急避難として追加する」という文言に改めるべきである。	29	改正容器包装リサイクル法に基づく「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する旨、また、当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、定める予定です。
2	再商品化手法として固形燃料化を追加することは、容器包装リサイクル法本来の趣旨に反するため、反対する。マテリアルリサイクルの問題点については、技術開発、残渣の有効利用等方法を検討して解決すべきである。	21	固形燃料等の化石燃料の代替性の高い燃料への利用については、その燃料としての特性からエネルギー効率の高い施設において利用することができることから、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
3	固形燃料化については、緊急避難的・補完的に利用する等の運用基準と、高度なエネルギー利用を図る等の利用基準を定め、運用管理を徹底した上で導入すべきである。	17	「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する旨、また、当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、別途定める予定です。また、今後、具体的な運用指針について検討することとしています。
4	固形燃料化を緊急避難的・補完的措置とすることは、当該手法の利用拡大が阻害され、実用化が困難となる原因となるため、他の再商品化手法と同等に扱うべきである。	9	循環型社会形成推進基本法において、環境負荷の低減にとって有効と認められるとき以外は、再生利用を熱回収よりも優先するという基本原則が定められています。このため、従来の再商品化手法では円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用することとしたものです。
5	多様なりサイクル手法が導入されたことは評価できる。	3	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。
6	既に圧縮又は破碎することにより均質になっており、これ以上無駄な費用をかける必要はないので、「一定の形状に成形したもの」の部分は削除すべきである。	1	固形燃料等としての性格を限定し、その外縁を明確化するためには、形状が一定のものであることを要件とする必要があると考えております。
7	現在RPFの売却は困難と聞いている。RPFはプラスチックが完全に溶融化されていないため、溶融化されている物に比べ日本容器包装リサイクル協会規定の極微量の塩素濃度測定(JIS Z 7302-6法)では塩素濃度のバラつきが発生し、又故意的なサンプリングにより塩素濃度等の品質管理が困難との情報もある。固形燃料についても溶融固化物にすべきである。	1	固形燃料等の品質については、今後、運用指針を検討することとしております。
8	新たに認めようとする熱回収については、熱利用効率等一定の条件を付すものであり、市町村が廃棄物を燃やし余熱を利用するケースとは、熱利用効率等の点で大きくことなることについて、その理解を促進するため周知徹底を図る必要がある。	1	「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」において、固形燃料等の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図る旨、定める予定であり、その内容について周知を図ってまいりたいと考えております。

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

2. 事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定

指定容器包装利用事業者の業種			
9	容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種を「小売業」に限定せず、「中身メーカー」を含めたすべての容器包装利用事業者とすべき。また、発生抑制に加え、再使用容器の利用を促進するための措置を設けるべきである。	28	改正容器包装リサイクル法において、指定容器包装利用事業者の業種は「容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種」とされています。小売業については、容器包装の使用量が多いこと、マイバッグ等を持参するなどの代替手段によって使用量の低減が可能であること、既に一部の小売業者が使用を抑制する取組を進めており一定の成果を得ている一方事業者間の取組に差がみられることなどから、「容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種」として指定したものです。その他の業種については、今後必要に応じて、容器包装リサイクル法や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく措置等を検討してまいります。また、リターナブル容器の利用の促進に向けて、リターナブル容器の普及の可能性のある新たなビジネスモデルの導入の支援等を行うこととしております。
10	容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種を「小売業」に限定するべきではない。飲料メーカーなど、特にリターナブル容器の利用が衰退してきている業種を指定容器包装利用事業者に加えるべきである。	1	容器包装リサイクル法は商品の容器及び包装を対象としており、クリーニング業で提供されるようなサービスに付随する容器及び包装は本法の対象外です。
11	小売業に加えてプラスチック袋の使用量の多いクリーニング業も対象とすべきである。	1	小売業に属する事業において容器包装を用いる事業者を対象としていることから、対象となる容器包装が、小売業に属する事業において、(すなわち、小売段階で)その販売する商品を入れ、又は包むもの(例えば、レジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋、紙袋、段ボール等)に限定されることは明らかであると考えております。
12	排出抑制の対象である容器包装が、小売段階で付されるレジ袋、トレイ、ラップ、ロール袋等に限定されることを明らかにすべきである。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、事業所管大臣が判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、環境大臣と協議することとされており、また、環境大臣は判断の基準となるべき事項に関して、事業所管大臣に意見を述べるができることとされています。こうした役割分担の下で、改正容器包装リサイクル法を適切に施行してまいります。
13	指定容器包装利用事業者の業種については、多くの省が関係しているので確実に実施できることを環境省が責任をもってすすめていくべきである。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、事業所管大臣が判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、環境大臣と協議することとされており、また、環境大臣は判断の基準となるべき事項に関して、事業所管大臣に意見を述べるができることとされています。こうした役割分担の下で、改正容器包装リサイクル法を適切に施行してまいります。
14	検討の方向に賛同する。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

容器包装多量利用事業者の要件

15	50トン未満は野放しということにならない様、年度を追って規定量を下げていく方向を目指すべきである。	1	事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況を踏まえて適切に対応してまいります。
16	検討の方向に賛同する。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

容器包装多量利用事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会等

17	容器包装廃棄物の発生抑制の取組が不十分であるかを判断するための、削減数値目標を設定すべきであり、特にレジ袋に関しては、削減数値目標を80%とすべきである。	27	事業者の中には、既に自主的にレジ袋の使用を相当程度削減しているものも存在する一方、地域や業態によっては立ち寄り客が多いなどの事情があり、レジ袋の削減効果の表れ方は一様ではありません。このため、一律にレジ袋の使用の削減目標を設定することは適当ではないと考えております。
18	容器包装多量利用事業者に対する命令に際し、意見を聴く審議会等については4審議会にわたっているため、政令の趣旨が貫徹できるような進め方が必要である。	1	改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、容器包装を用いる商品の実態を踏まえて措置を行う必要があることから、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。関係省庁間において運用面で大きな差異が生じないように適切に連携してまいります。
19	「取組が著しく不十分である」についての解釈を明らかにすべきである。また、不十分と判断された場合、何を基準として勧告に係る措置を命ずる所管省庁や担当審議会が決定されるかを明確にすべきである。	1	例えば、原単位(販売額当たりの容器包装使用量等)が著しく増加している場合や判断の基準となるべき事項に定められた取組をまったく行っていない場合は「容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるとき」に該当します。また、改正容器包装リサイクル法において事業者による排出の抑制を促進するための措置に関する規定の主務大臣は、その事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣(事業所管大臣)とされています。なお、各事業と事業所管大臣及び審議会との具体的な対応関係については、今後、周知してまいりたいと考えております。

報告徴収事項

20	容器包装多量利用事業者から、容器包装廃棄物の発生抑制を促進するための措置の実施状況に関する事項を広く国民に情報公開すべきである。	27	政令案の報告徴収事項は定期報告だけでは個々の事業者に対する勧告の要否を確実に判断することが困難な場合にも適切に対応できるようにする趣旨のもので、定期報告は個々の事業者に対する勧告等の措置の必要性を判断するためのものではありませんが、事業者から報告された内容には、容器包装の使用の合理化に関する取組の全般的な評価を行っていく上で役立つものも含まれることから、集計・整理した上で、適切な形で公表することを考えております。
21	報告徴収事項について基本的に賛成である。	1	政令案の内容に賛成する御意見と理解します。

権限委任

	なし		
--	----	--	--

関係審議会令の改正

	なし		
--	----	--	--

番号	御意見等の概要	件数	御意見に対する考え方
----	---------	----	------------

その他・全般			
22	法律の附帯決議等に従って、自主行動計画について審議会で点検し、取組みが不十分な事業者に対して勧告、公表、命令等の措置を講ずることを政令に定めるべきであり、コ-ヒ-ショップやファストフード店等販売施設内で供される容器などについて、再使用容器の利用が望ましい形態について事業者及び消費者双方の立場から幅広い検討を行い、必要な措置を講ずることを政令に定めるべきである。	28	事業者の自主行動計画については、審議会等においてフォローアップを行っていくこととしておりますが、自主行動計画は法に基づくものではないため、自主行動計画に関する措置について政令で定めることはできません。また、自社施設内におけるリターナブル容器の利用の促進については、容器包装リサイクル法に基づいて措置を講ずることは困難ですが、事業者の自主的な取組を支援してまいりたいと考えております。
23	「材料リサイクル優先」の入札制度の全面的見直し。材料リサイクル優先が、再商品化費用の高止まりになっている。	6	今回の政令案に対する御意見ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。
24	再商品化手法の評価については、有識者、消費者、自治体、特定事業者等による委員会を設置し、手法間での適切なLCA評価を実施する等、客観性、透明性を高めた技術的評価を行うべきである。	4	LCA手法を活用した再商品化手法に関する技術的見地からの評価及び検討を実施することとしており、その旨、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」に定める予定です。
25	「指定容器包装利用事業者の業種」や「容器包装多量利用事業者の要件」等を定めることは一つの仕切りであると考えられるが、一方では、依然として「ただ乗り事業者」が多く存在している。こうした状況下、まじめに再商品化義務を履行している事業者に、定期報告が義務付けられ、また、その取組に対する評価次第では勧告・公表等が行われる状況に対し、ますます制度の不合理性や不公平性を感じるようになる。「ただ乗り事業者の捕捉」を確実にしていくことが必要不可欠である。	2	再商品化義務を履行しない、いわゆるただ乗り事業者の存在は、再商品化義務を負う事業者間の公平性や容器包装リサイクル制度全体の持続可能性に関わる問題であると考えており、引き続きその実態把握に努め、厳正に対処してまいります。